

飼料添加物販売業者事業廃止届

平成 年 月 日

殿  
(都道府県知事)

住所

氏名

印

さきに 年 月 日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第  
50条第2項の規定により飼料添加物販売業者の届出をしたが、 年 月 日限  
りで事業を廃止したので、同条第4項の規定により届け出ます。